

香芝市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月8日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第3号

香芝市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市自動車駐車場条例施行規則（平成25年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前6時30分から翌日の午前0時30分まで」を「午前0時から午後12時まで」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（利用券の発行）

第6条 市長は、一時利用に係る使用料について、利用券を発行することができる。

2 前項の利用券（以下「利用券」という。）の区分及び金額は、次のとおりとする。

区分	金額
100円券100枚1組	10,000円

（月ぎめ利用の利用許可）

第7条 条例第8条第1項の規定により月ぎめ利用による駐車場の利用の許可を受けようとする者は、自動車駐車場月ぎめ利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の申請があった場合において、月ぎめ利用による駐車場の利用の許可をしたときは、月ぎめ駐車証を交付するものとする。

3 前項の月ぎめ駐車証（以下「月ぎめ駐車証」という。）の有効期間は、月ぎめ利用による駐車場の利用を開始する月の初日から終了する月の末日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、月ぎめ駐車証の交付の日が月の途中で、当該月の途中から月ぎめ利用による駐車場の利用を開始する場合における月ぎめ駐車証の有効期間の起算日は、当該交付の日とする。この場合において、当該交付の日から当該月の末日までの期間を1月とみなし、条例別表の規定を適用する。

5 月ぎめ利用に係る使用料は、指定管理者が指定する日までに徴収する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加え

る。

(一時利用の利用許可)

第8条 条例第8条第1項の規定により一時利用による駐車場の利用の許可を受けようとする者は、自動車を駐車場に入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付をもって指定管理者への利用の申請及びその許可があったものとみなす。

2 一時利用により駐車場を利用する者は、自動車を駐車場から出場させる際に前項の駐車券(利用券により駐車場を利用する者にあつては、駐車券及び利用券)を提出しなければならない。

3 一時利用に係る使用料は、一時利用により駐車場を利用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。ただし、利用券に係る使用料は、当該利用券を交付する際に徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の第7条第1項の規定による利用の申請は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。